

平成28年1月1日から、マイナンバーの利用 がはじまりました。

障がい福祉課にマイナンバーを記載した申請書などを提出する際、

個人番号確認と本人（身元）確認等が行われるようになります。

その際に必要なものは、下記のとおりです。

I 本人申請の場合

① 個人番号の確認のために必要となるもの

- マイナンバーカード・通知カード（記載事項に変更がないもの）・個人番号が記載された住民票の写し

上記のうちのいずれか1つ

② 本人（身元）確認のために必要となるもの

- 写真付証明書（マイナンバーカード、住基カード、運転免許証、運転経歴証明書（交付年月日が、平成24年4月1日以降のもの）、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書、一時庇護許可書、仮滞在許可書等）

上記のうちのいずれか1つ

※ 身元確認のために必要な写真付証明書をお持ちでない場合

- 【「氏名・生年月日または氏名・住所」が記載され、市区町村長が適当と認めるもの】

健康保険証、自立支援医療費受給者証 {精神医療・更生医療・育成医療}、重度心身障害者医療費受給者証、精神障害者保健福祉手帳（写真添付なし）、住基カード（写真添付なし）、介護保険証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、生活保護受給者証、さいきっ子医療費受給資格者証、ひとり親家庭等医療費受給資格者証、年金証書、年金通知ハガキ等

上記のうちのいずれか2つ

☆ 申請には、上記の①と②がそれぞれ必要です。また、各申請に必要な書類と

印鑑をお持ちください。

Ⅱ 代理人申請の場合

ア 法定代理人（成年後見人等）の場合

① 戸籍謄本その他、法定代理人の資格を証明する書類

② **法定代理人**の身元確認書類

I ②の「本人(身元)確認のために必要となるもの」と考え方は同じです。

③ **本人**の個人番号確認書類

I ①の「個人番号の確認のために必要となるもの」と考え方は同じです。

イ 任意代理人の場合

①委任状 様式は佐伯市ホームページに掲載しています。

※委任状の提示が困難な場合、以下のいずれかのものを持参いただければ委任があったものとみなします。

本人の健康保険証

本人の障がい者手帳

②**代理人**の身元確認書類

I ②の「本人(身元)確認のために必要となるもの」と考え方は同じです。

③**本人**の個人番号確認書類

I ①の「個人番号の確認のために必要となるもの」と考え方は同じです。

ご不明な点があれば、以下にお問い合わせください。

佐伯市役所障がい福祉課 障がい福祉係

電話 0972-22-4514

ファックス0972-23-6002